

平成26年3月19日

静岡県議会議長 中谷 多加二 様

議	員	森石宮鳥杉曳櫻四天相佐林良落	橋沢澤山田町本野坂地知合	池田瀬崎田石	大増渡野藤大	(浜松市東区)	小楠木谷	中	竹	治康正由盛	宏康	撰茂久淳慎	幸享典正哲	和利加	郎弘美克雄卓毅久一治人仁行悟	男大幸蔵寛司	男幸二	小土遠池蓮早鈴天高鈴深盛加大	(牧之原市・榛原郡南部)	藪東三竹山鈴	田渥田	野屋藤谷池川木野田木澤月藤石	田堂ッ内崎木	形美内	達源行晴章育澄進好	陽寿志哲	宏陽金良之洋	泰浩	也由洋一平子美吾浩智一美男司	行一秋訓輔佑	誠一之	橋仁高和多遠吉小山前中塚佐伊	宮山柏岡中田	野阿	喜	井孝	也	一世泰篤一	雄由一通	愛育	寸貴	公	義卓	実志久夫彦榮二雄誠良訓大子子	志史健護彦章	雄也
---	---	----------------	--------------	--------	--------	---------	------	---	---	-------	----	-------	-------	-----	----------------	--------	-----	----------------	--------------	--------	-----	----------------	--------	-----	-----------	------	--------	----	----------------	--------	-----	----------------	--------	----	---	----	---	-------	------	----	----	---	----	----------------	--------	----

意見書案の提出について

下記意見書案を別紙のとおり提出する。

記

- 1 奨学金制度の充実を求める意見書
- 1 新聞等に消費税の軽減税率の導入を求める意見書
- 1 慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書
- 1 労働者保護ルールの見直しに関する意見書
- 1 病院船の早期導入を求める意見書

平成26年3月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

奨学金制度の充実を求める意見書(案)

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金がある。平成24年度の貸付実績は、第一種奨学金と第二種奨学金合わせて約132万人、約1兆815億円となっている。

その一方で、平成24年度末における延滞者数は約33万人、返還期日が到来した未返還額は約925億円に上っている。

これは、長引く景気の低迷等に伴う就職難や低賃金等、厳しい雇用環境を反映しているものと考えられるが、奨学金を貸与された大学生等にとって、その返還が卒業後の生活の大きな負担となっている。

こうした中、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略では、若者の活躍推進として、「若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。」としている。

よって国においては、意欲と能力のある若者等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、新たな給付型奨学金を創設するなど、奨学金制度の充実を図ることを強く要望する。

平成26年3月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

新聞等に消費税の軽減税率の導入を求める意見書(案)

新聞等は、世界の動きから日本、そして地域の動きまで広範囲なニュースや情報を報道したり、多様な意見・論評を広く国民に提供することにより、民主主義の健全な発展と国民生活の向上に寄与している。

欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞・書籍・雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしている。「知識には課税せず」という認識は、欧州各国でほぼ共通している。

我が国では現在、消費税率10%時における軽減税率導入に向けて、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備等、詳細な内容についての検討が進められているが、仮に、新聞等に軽減税率を適用しないこととなった場合には、新聞等の購読中止や買い控えが懸念される。

加えて、近年、国民の文字離れ、活字離れによって読み書き能力の低下が懸念されており、このような観点からも好ましいことではない。

よって国においては、新聞等に軽減税率を導入するよう強く要望する。

平成26年3月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書（案）

慢性疲労症候群は、健康に生活していた人が、ある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、筋肉痛、脱力感や、思考力の障害、抑うつ等の精神神経症状などが長期にわたって続くため、健全な社会生活が送れなくなるという疾患である。1988年に米国疾病対策センターによりその報告が行われて以降、世界中の国々において症例の存在が報告されている。

日本においても、1999年及び2004年の疫学調査により、患者は30万人いると推定されており、さらに2012年の厚生労働省の慢性疲労症候群に関する研究班の調査では、患者の4分の1近くは社会的支援を必要としている実態が明らかになった。また、慢性疲労症候群は深刻な疾患でありながら、病因が解明されていないため、患者の多くは社会からの偏見や理解不足に苦しんでいる。

こうした中、病因・病態の解明や治療法の開発が進められているが、今なお病因が特定されておらず、治療法も確立されていないため、患者は十分な治療が受けられない状況にある。また、介護や就労支援等が必要であるにもかかわらず、制度の谷間に置かれ、必要な福祉サービスを受けられないのが現状である。

よって国においては、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 厚生労働省の慢性疲労症候群に関する研究班において病因・病態の解明及び治療法の確立のための研究を一層推進すること。
- 2 慢性疲労症候群の実態を医療関係者や国民に周知するとともに、全国どこでも患者が診療を受けられる環境を整えること。
- 3 日常生活や社会生活上に制限があり、支援の必要が認められる患者の実態に即した支援制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

労働者保護ルールの見直しに関する意見書（案）

我が国の労働者は、その大多数が雇用関係のもとで働いている。この雇用労働者が安定的な雇用のもとで安心して働くことのできる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

現在、国においては、成長戦略の中で、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及、労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの見直しなどの議論がなされているが、これらは雇用を不安定にし、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。

また、国の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の三者で議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

よって国においては、労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
- 2 労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度を整備すること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとり行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 内閣府特命担当大臣(防災) あて

静岡県議会議長 中谷 多加二

病院船の早期導入を求める意見書(案)

病院船は、大規模災害の発生時に医療活動や行方不明者の捜索・救助、人員・物資の輸送、被災者の支援等に活用できる災害時多目的船のうち、船内で医療活動を行うことを主要な機能とする船舶のことであり、洋上における医療支援の拠点として注目されている。

海外では米国、中国、ロシアなどが所有しており、スマトラ島沖地震などの際も活用された。

我が国においても病院船導入に向けた検討がなされており、平成24年度の内閣府の調査では、病院船は陸上の医療施設を補完する役割を発揮することが期待されながらも、建造に要する費用や医療スタッフ等の確保など導入に当たっての課題が報告されている。

こうした中、政府では昨年8月、広域医療拠点搬送訓練の一環として病院船の導入に向けた実証訓練を実施しており、さらに来年度は、民間船舶を活用した医療機能の実証訓練を実施する予定である。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が危惧される中、いつ発生してもおかしくない大規模・広域災害に対し、国として万全の備えをしておく必要がある。

よって国においては、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 病院船に関する様々な課題の解決に努めつつ、早期導入に向け、具体的な工程表を作成すること。
- 2 来年度予定している実証訓練については、陸上医療機関との連携、被災港湾の開削、必要となる医療スタッフ等の人員確保や機材の配備等、実際の災害を想定して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。